

令和8年度 石鳥谷中学校の部活動に係る活動方針

花巻市立石鳥谷中学校

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改訂版）」（令和元年8月岩手県教育委員会）、「花巻市部活動の在り方に関する方針（改訂版）」（令和2年3月花巻市教育委員会）に則り、本校の実情を踏まえ策定するものである。

1 活動の方針

- (1) 部活動は、学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒が集い、文化的・体育的な創意工夫のある活動を通し、所属感、満足感をもたせる等、教育活動の一環として行う。
- (2) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制しないように留意する。
- (3) 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮をする。
- (4) 学校、保護者、地域など関係機関及び関係団体等と連携して、人間的な心のふれあいを深める部活動の実現に向けて取り組む。

2 休養日・活動時間について

- (1) 【平日1日以上／週】 且つ 【週休日4日以上／月】 の休養日を設定すること。なお、第5週までである月に関しては、週休日5日以上／月とする。テスト前の部活動休止日をこれに充ててもよい。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。（ただし、時間には移動時間や準備・片付けの時間は含まない。）
- (3) 生徒の健康状態を鑑みて招待試合や冠大会等の出場回数を精査する。
- (4) 月曜日は原則部活動休止日とする。また月曜日以外で、会議・校内研修・期末面談・成績処理等が行われて職員がつけない日は、原則部活動を行わないこととする。
- (5) 火曜日は学校行事、生徒会活動・学年・学級活動の優先日とする。
- (6) 期末テストは7日前、中間テストは5日前より部活動休止とする。ただし、直前に大会や発表会が控えた場合に限り、許可制で活動することができる。→申請用紙は別紙参照
- (7) 保護者会による活動及びスポーツ少年団活動などの活動が行われる場合は、部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- (8) 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (9) 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- (10) 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。
 - (11) 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
 - (12) 長期休業中の部活動は、陸上練習、駅伝練習、行事へ向けた活動・練習等の時間と重ならない時間帯で行う。
 - (13) 長期休業中の土日及び祝日は、家庭で過ごすことを優先するため、原則部活動は行わないこととする。ただし、練習試合や大会については、家庭からの同意を得た上で行うことは可とする。その場合、平日に休養日を設けるなどの代替措置をとる。

3 部活動指導における運営について

- (1) 活動の重点（先手必勝のあいさつ、時間厳守、基礎基本の徹底、全員で後片付け）を守る。
- (2) 活動時間について
短学活終了10分後を開始時間とする。最大活動時間は以下の通りとする。
 - ・校 内 : 短学活終了10分後 ~ 16:45 終了、17:00 完全下校
 - ・外部施設 : 短学活終了10分後 ~ 17:00 終了、17:15 完全下校
- (3) 活動場所について（→雨の日・冬季は活動優先場所を割り当てます。別紙参照）
グラウンド …野球、サッカー、陸上
テニスコート…ソフトテニス

体育館 …バトミントン、バスケットボール、バレーボール、卓球
 武道場 …剣道
 校舎内 …吹奏楽、総合文化、卓球
 石鳥谷体育館…バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球

(4) 延長活動について

〈中総体・新人戦〉

- ① 全校生徒の意思等を部長会がまとめ、生徒会長・部長会長が学校長にその旨を伝え、部員の希望を確認した上で部長が学校長に申請を行い、承認があった場合に認められる。
- ② 中総体に向けた延長活動は地区大会終了で区切り、県大会へ向けた延長活動は県大会出場の部だけ改めて行う。期間は県大会終了後までとする。
- ③ 新人戦へ向けた延長活動は地区大会終了で区切り、中総体と同様県大会へ向けた延長活動は県大会出場の部だけ改めて行う。期間は県大会終了後までとする。
- ④ 中総体、新人戦に向けた延長の申請は大会の1ヶ月前を目処に行う。ただし、行事等で前後する場合がある。
- ⑤ 吹奏楽部の吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストに向けての延長は、中総体・新人戦と同様に行う。

〈最大延長時間について〉

- ・校 内 : 短学活終了10分後 ~ 17:45 終了、 18:00 完全下校
 - ・外部施設 : 短学活終了10分後 ~ 18:00 終了、 18:15 完全下校
- ※5時間授業のときは30分早める。

- (5) 朝練習は原則特設駅伝部のみ行うことができ、常設部の朝練習は行わない。
- (6) 決められた服装・時間などを守って活動する。荷物は活動場所（または指定の場所）に持っていく。
- (7) 部長会を定期的に行い、ルールの確認・活動場所の清掃を行う。
- (8) 下校時間が守られない、買い食い、ノーヘル、不要物の持ち込み等の問題が生じた場合、活動を停止し、奉仕活動を行い、部長会の承認のもと活動を再開する。
- (9) 部活動顧問は、毎月の活動計画を作成し部担当に提出する。
- (10) 部活動の実施に当たっては熱中症事故等の防止に努め、適切な対応を徹底する。

4 大会・遠征・練習試合等について

- (1) (土)・(日)・祝祭日・長期休業中の遠征（特に宿泊を伴うもの）や大会、練習試合等については、参加計画を全て提出すること。
- (2) 大会等でやむを得ず、週末1日以上以上の休養日を設けられない場合は、参加計画に振り替えの休養日を明確に記載すること。

5 年間計画

月	活動	月	活動
4	・春休み反省 ・部活動紹介 ・体験入部 ・新入生活動開始 ・部活動説明会	10	・県新人大会（前期）
5		11	・県新人大会（後期）
6	・壮行式 ・地区中総体	12	・冬休み計画
7	・県中総体 ・夏休み計画	1	・冬休み反省
8	・夏休み反省 ・2年生を中心とした新体制作り	2	・卒業生記念品贈呈
9	・壮行式 ・地区新人戦	3	・春休み計画

6 外部コーチについて

- (1) 保護者等の理解を得た者で、校長が認めるものであること。（任期は1年間未満とし、次年の委嘱をする際は、見直しを含め検討すること）
- (2) 学校の指導方針に沿って指導を行うこと。
- (3) 部活動顧問との連携を図り、活動計画、活動時間を守って指導すること。
- (4) 生徒理解に基づく指導や安全の確保、事故防止など、学校教職員と同様の対応をすること。
- (5) 生徒の個人情報の遵守に配慮すること。
- (6) 体罰、暴言など、生徒の人格を傷つけるような指導は絶対に行わないこと。（体罰・暴言が確認された場合、委嘱を取り消すことがある）

7 保護者会練習について

- (1) 保護者会練習については、強制されるものではないので希望者のみの参加とする。
- (2) 参加する場合には保護者の責任の元、送迎等にも責任を持って頂きたい。(特に冬期)
- (3) 夕食等をとる場合には一度家に帰り、食事をとってからの参加とする。学校での飲食については禁止とする(保護者会からの補食の提供も原則禁止)。
- (4) 以下の理由から、保護者会練習(夜)の時間は20時までとする。
 - ① 健康面の管理
 - ② 家庭学習時間の確保
 - ③ 家族団らんの時間の確保

※ただし、体育館等の使用割り当ての関係で20時の終了が難しい場合、平日の学校の部活動と夜の保護者会練習の合計が2時間程度の活動となるようにする。

8 補足資料

花巻市の部活動休養日及び活動時間の基準

(「花巻市部活動等の在り方に関する方針」令和2年3月 花巻市教育委員会より)

【中学校】

- 週あたり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

- ・保護者会による活動及びスポーツ少年団活動などの活動が行われる場合は、部活動と合わせて基準(休養日・活動時間)を超えない活動とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。

9 廃部について

- (1) 3年生の活動終了後、残された1・2年生で新入大会に参加できない(あるいは活動に支障をきたした場合)部は、1・2年生に対して、廃部の流れを確認し、現在の部の所属について改めて意思確認を行う。
- (2) 前年度の新入大会に参加できなかった(活動に支障をきたした)部へ、新入部員が入部せず(入部したとしても人数が不足して)中総体へ参加できなかった場合には、3年生の活動終了と同時に廃部の流れに移行する。また、個人競技として参加できたとしてもチームとして人数が足りず、練習などの活動に支障をきたす場合も同様とする。廃部の流れに移行した部への扱いは次の通りとする。
 - ① 1・2年生へは転部を勧める。ただし、本人たちの希望により、そのまま部の所属を可能とし通常の部活動を行うことができる。また、合同チームで大会に出ることは可能である。
 - ② 新入部員の募集は行わない。
 - ③ 全部員が引退した時点で廃部となる。
- (3) 地域連携型学校部活動(単独型・合同型・拠点型)として活動する場合は常設部として存続する。しかし、中総体、新人戦を2大会続けて不参加の場合は原則廃部とする。

《廃部の流れ》

3年生が引退

1・2年生の単独チーム
で新人戦に参加できる

1・2年生の単独チーム
で新人戦参加できない

地域連携型学校部活動
(単独型・合同型・拠点型)
で活動する

引き続き活動を継続

合同チーム等で、新人戦に
参加する

常設部として存続

新入部員（新入生）の加入

中総体、新人戦を2大会
続けて不参加の場合は原
則休部とする。

中総体に単独チームで
参加できない

中総体に単独チームで
参加できる

合同チーム等で、中総体
に参加する

新入部員は募集しない

最上段『3年生が引退』に
戻る

廃部